

ガスの適正な取引の確保に向けた 制度的措置について (ガスの小売事業に係る変更登録に関する事項)

2024年7月

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 電力・ガス取引監視等委員会において、小売電気事業における市場環境の変化や、小売電気事業者の不適切事案などを踏まえ、**電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置のあり方**について議論されている。
- 上記に関連して、**電力・ガスのセット販売の促進という観点から、ガス事業の現状の課題認識について新規参入者を対象に行ったヒアリング**結果が昨年10月30日の第90回制度設計専門会合において紹介され、そのヒアリングにおいて、**ガス小売事業の変更登録手続に係る懸念点が指摘**された。
- 当該ヒアリングや委員会における議論を踏まえ、**経済産業大臣に対し、本年2月に建議が行われた。**
- 本日は、こうした建議を踏まえ、**ガスの小売事業に係る変更登録に関する事項**について御議論いただきたい。

【参考】電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（建議）

経済産業大臣に対する建議事項（令和6年2月27日）

1. （略）

2. ガス小売事業に係る変更登録に関する事項

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第7条第1項のガス小売事業に係る変更登録について、別紙を踏まえ、最大ガス需要値の増加に合わせて、ガスの供給能力として見込まれる値を増加させる場合など、ガス小売事業を営むに当たり支障が無いと考えられる場合は、変更登録を受けることを要しないものとするなどの対応を行うこと。

3 （略）

4. 需要家に対する丁寧な情報提供に向けた対応に関する事項「電力の小売営業に関する指針」及び「ガスの小売営業に関する指針」について、別紙を踏まえ、以下の対応を行うこと。← 第72回電ガ小委で議論済（令和6年3月29日）

- 新規に小売供給契約を締結しようとするときのみならず、既に締結されている小売供給契約を変更しようとするときにおいても、十分な説明を行わないことが、説明義務に違反する「問題となる行為」であることを明記すること。
- 例えば、以下の場合は、小売供給契約を変更しようとするときの「問題となる行為」に該当する旨を明記すること。
 - 需要家に対して、電子メールや携帯電話のショートメッセージサービス（SMS）等を送信する方法で契約変更の内容を通知する際、当該電子メール等で、具体的な変更内容に一切触れず、事業者のホームページ等へのリンクのみを掲載する場合。
 - 需要家への電子メール等で、契約変更の内容を簡潔に記載しつつ、事業者のホームページ等へのリンクを掲載していたとしても、リンク先のホームページ等において、変更内容に係る具体的な記載や資料の掲載等が無い場合

【参考】付加価値の高い提案を実行しやすくするための対応

- 追加ヒアリングでは、ガス事業を実施する上での課題の一つとして、ガス小売事業に係る変更登録が挙げられた。
- 現在、最大ガス需要やガスの供給能力を、ガス小売事業の登録時から変更する場合には、予め経済産業大臣の変更登録（※）を受けるといった運用がなされている。
- そのため、事業者は、変更予定日から2～3ヶ月程度のリードタイムを確保して、変更登録手続きに対応している。
- しかし、この変更登録手続きに対応するため、例えば、想定以上の需要獲得が見込まれた場合、手続きを終える間は新規需要獲得の営業をストップしたり、既存の大口案件の稼働抑制を要請することも社内検討した事例があったとのことであった。
- 今後、電気とガスのセット販売などを通じて、域外進出が活発化した場合、最大ガス需要などが柔軟に変化することが想定されるところ、変更登録手続きが営業活動へのブレーキなどに繋がることは避けるべきと考えられる。
- そのため、例えば、最大ガス需要の増加に合わせて、ガスの供給能力も増加する場合など、ガス事業を行う上で支障が無いと考えられる場合については、変更登録の対象外として、届出とするなどの対応が考えられるのではないかと。ただし、需要家への配慮の観点から、大幅に需要が増加する場合などは、事業実施体制や苦情処理体制の適切性を確認するため、引き続き、変更登録の対象とすることが考えられる。

※ ガス小売事業者が必要に見合った十分な供給能力を確保できるか否かを経済産業大臣が確認するため、ガス小売事業者が需給に係る事項を変更しようとする場合には、経済産業大臣の変更登録を受けるとを原則とする一方、「軽微な変更」の場合には変更登録を要さず、事後届出が可能となっている。

小売変更登録について：対応方針（案）①

- 現行のガス事業法上では、小売事業者が需給に係る事項を変更しようとする場合には経済産業大臣の変更登録を受けることを原則としているが、**供給能力の確保に実質的な影響を及ぼさない変更事項については「軽微な変更」として整理され、変更登録を要せず、届出で対応することが可能**となっている。
- ガスシステム改革小委において、「軽微な変更」については下のとおり整理されており、運用のイメージは次ページのとおり。
- 電力・ガス取引監視等委員会の議論にあるように、ガスシステム改革の趣旨から小売事業者間の競争の活性化を促進していくべきであり、**過度な事業規制が競争の妨げになることは避けるべき**。

第23回 ガスシステム改革小委員会事務局提出資料6より抜粋

変更登録が不要となる軽微な変更事項

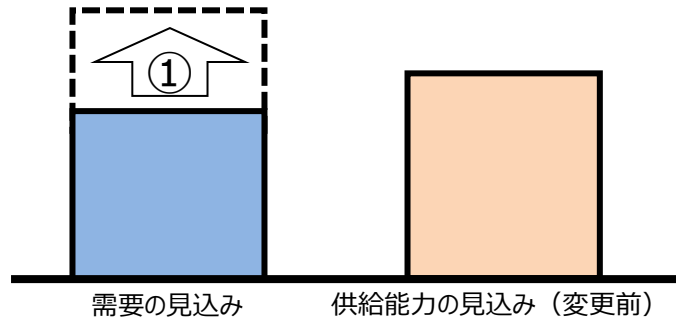
- ①「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を減少させる場合
- ②「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を増加させる場合であって、これが、「あらかじめ登録を受けた同時間帯における供給能力の見込み」を下回るもの
- ③需要がピークを迎える1時間における「あらかじめ登録を受けた供給能力の見込み」を増加させる場合
- ④需要がピークを迎える1時間における「あらかじめ登録を受けた供給能力の見込み」を減少させる場合であって、これが、「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を上回るもの

【参考】ガス小売事業の変更登録

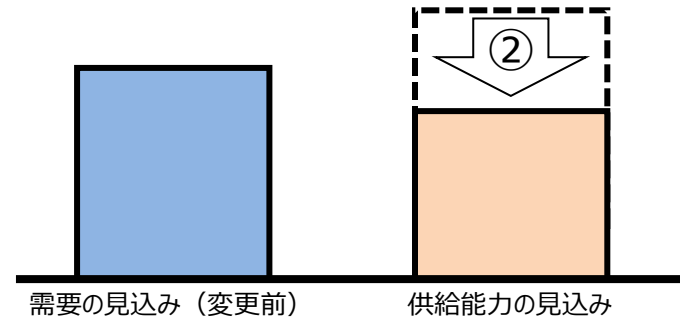
- ガス小売事業の変更登録について、現状の運用（イメージ）は以下のとおり。

■ 変更登録を受けべき変更事項

- ① 需要の見込みの増加であって、変更前の供給能力の見込みを上回るもの



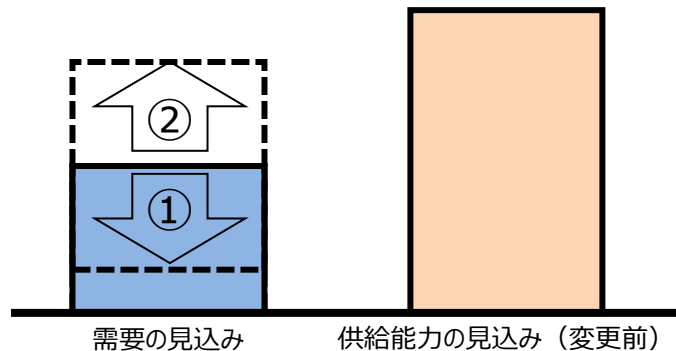
- ② 供給能力の見込みの減少であって、変更前の需要の見込みを下回るもの



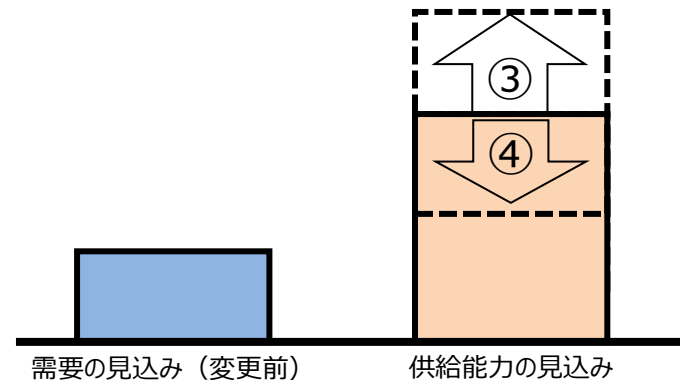
(注) 上記のようなケースにおいては、いずれも需要の見込みが供給能力の見込みを上回ることから、**①については供給能力の見込みを増加させない限り、また、②については、需要の見込みを減少させない限り、変更登録は認められない。**

■ 変更登録が不要となる軽微な変更事項

- ① 需要の見込みを減少させる場合
② 需要の見込みを増加させる場合であって、変更前の供給能力の見込みを上回らないもの



- ③ 供給能力の見込みを増加させる場合
④ 供給能力の見込みを減少であって、変更前の需要の見込みを下回らない場合

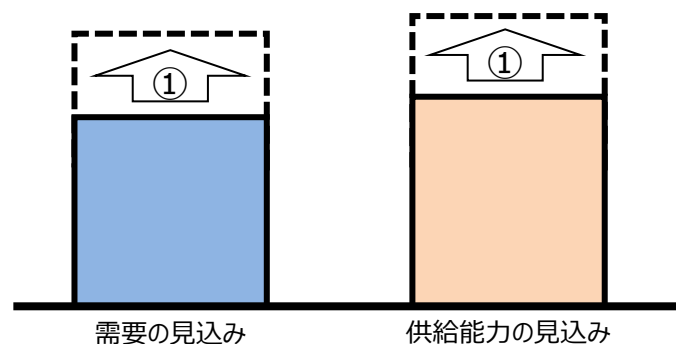


小売変更登録について：対応方針（案）②

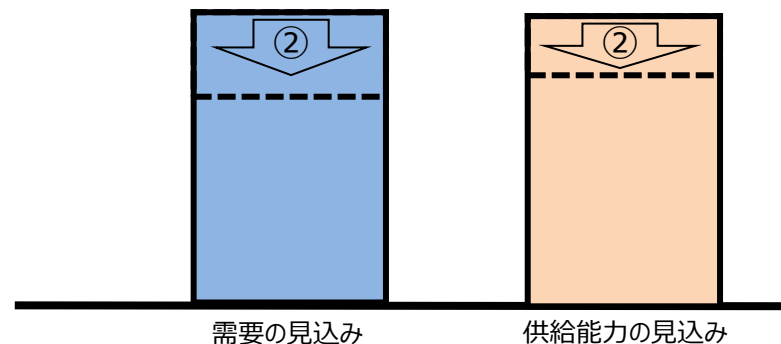
- この度、電力・ガス取引監視等委員会の建議を踏まえ、原則、変更後の需要値と供給能力に着目することとし、変更後の最大ガス需要が、変更後の供給能力以下である場合については変更登録を受けることを要しないものとしてはどうか。
- ただし、従前事業者が確保していた供給能力を超えて、大幅に需要を増加させる場合（2倍を超える場合）は、供給能力の確保に実質的な影響を及ぼしうる可能性があり、特に、需要家への配慮の観点から、事業実施体制や苦情処理体制といった事業者の体制整備の状況を確認することが望ましいため、変更登録の対象としてはどうか。

■ 変更登録が不要となる軽微な変更事項（案）

① 需要の見込みの増加であって、合わせて供給能力の見込みを増加させ、かつ、変更後の供給能力の見込みを上回らない場合



② 供給能力の見込みの減少であって、合わせて需要の見込みを減少させ、かつ、変更後の需要の見込みを下回らない場合

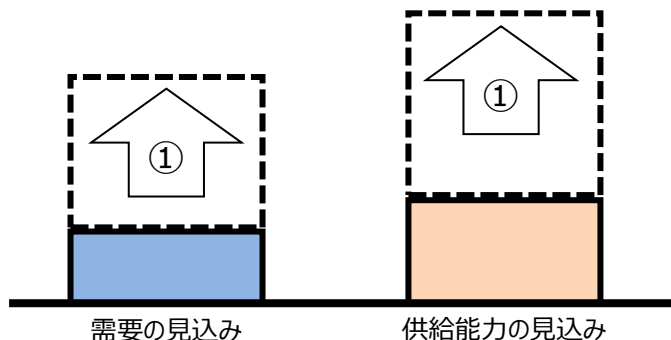


大幅に需要が変化する場合

- 従前事業者が確保していた供給能力を超えて、**大幅な需要増（2倍を超える場合）**については、その需要増加量に鑑みて、需要量に対応している**十分な供給能力を確保出来ているか（＝供給能力確保義務を履行しているか）**否か、特に、需要家への配慮の観点から、**事業実施体制や苦情処理体制といった事業者の体制整備の状況を事前に確認すべき**であり、**変更登録を受けべき事項**としてはどうか。
- 一方で、**大幅な需要増（2倍を超える場合）以上の供給能力が変更前から確保されている場合**については、変更前から一定の体制が整備されていると考えられることから、変更登録が不要となる軽微な変更事項としてはどうか。（**現状の運用から変更無し**）
- また、**大幅な需要減の場合**については、変更後の供給能力の見込みが変更後の需要の見込みよりも上回っているのであれば、供給能力の確保に支障をきたす恐れや事業者の体制整備に影響を与える蓋然性は低いため、**軽微な変更としてはどうか**。

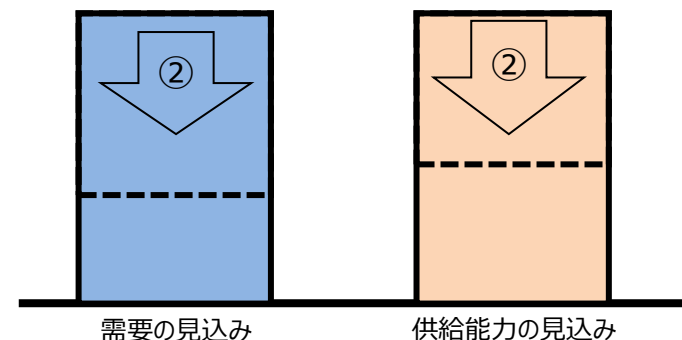
■ 変更登録を受けべき変更事項（案）

① 需要の見込みの大幅増加（2倍を超える）であって、合わせて供給能力の見込みを増加させる場合



■ 変更登録が不要となる軽微な変更事項（案）

② 供給能力の見込みの大幅減少であって、変更後の需要の見込みを下回らない場合

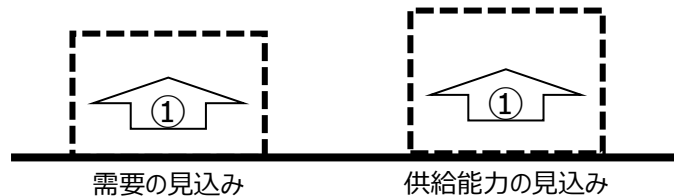


新たな供給区域に参入する場合

- 導管が全国で連結していないガス事業の性質を踏まえると、需要にあった供給能力が確保されているか否かの判断は、供給区域毎に行うことが適当。
- そのため、新たな供給区域へ参入する場合、供給能力の確保という観点では、新規登録と実質的に同等となり得る。
- 上記を踏まえ、新たな供給区域に参入する場合については、変更登録を受けべき事項とすることとしてはどうか。
- 他方で、既に登録済みの供給区域から撤退する場合については、大幅な需要減と同等の整理で、軽微な変更としてはどうか。

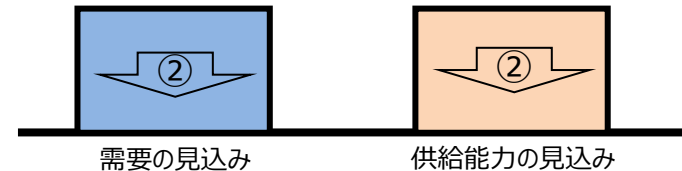
■ 変更登録を受けべき変更事項（案）

① 新たな供給区域へ参入する場合



■ 変更登録が不要となる軽微な変更事項（案）

② 既に登録済みの供給区域から撤退する場合

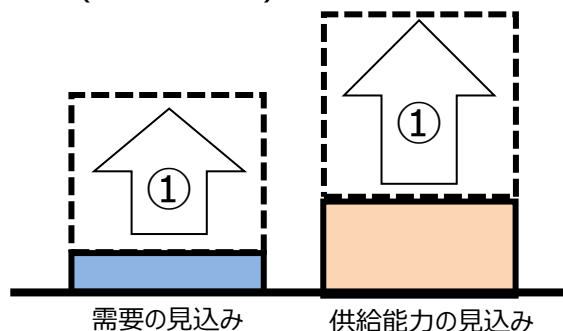


ガス小売事業の変更登録（改定案後）

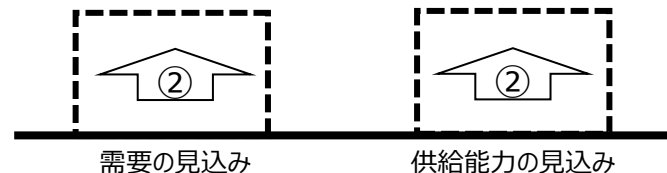
- ガス小売事業の変更登録について、改定案後の運用（イメージ）は以下のとおり。

■ 変更登録を受けべき変更事項（案）

① 需要の見込みが、従前確保していた供給能力以上で、かつ大幅に増加（2倍を超えて）するもの

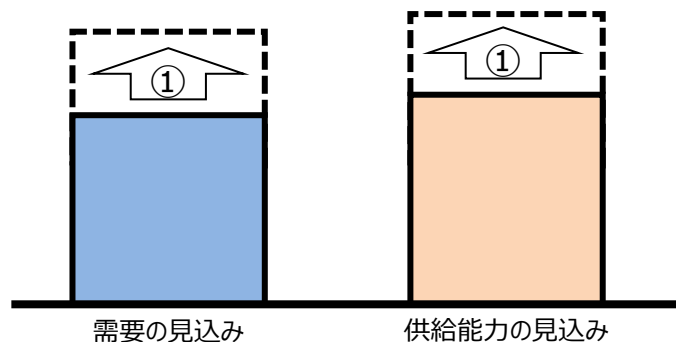


② 新たな供給区域へ参入するもの



■ 変更登録が不要となる軽微な変更事項（案）

① 需要の見込みの増加であって、合わせて供給能力の見込みを増加させ、かつ、変更後の供給能力の見込みを上回らない場合



② 供給能力の見込みの減少であって、合わせて需要の見込みを減少させ、かつ、変更後の需要の見込みを下回らない場合

